



3 土壌・地盤環境の保全

土壌汚染、地下水汚染、地盤沈下など土壌や地盤環境に係る環境問題は、いったん発生するとその回復・改善は極めて困難です。

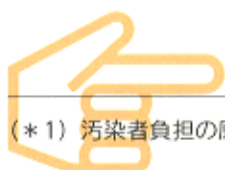
このため、土壌汚染、地下水汚染の未然防止や地下水の適正利用に関する施策を推進します。

ア 安全な土壌の確保と地下水の保全

- 有機塩素化合物等による地下水汚染を未然に防止するため、地下浸透規制や工場・事業場に対する有害化学物質の適正使用・適正管理を指導します。
- 計画的な地下水水質の監視に努めるとともに、地下水汚染地域については、汚染の実態に応じ、汚染者負担の原則^{*1}を基本とした浄化対策を進めます。
- 汚染機構の解明手法や浄化技術に関する化学的知見の充実に努めます。
- 施肥基準の見直しや農地からの肥料流出防止対策、減農薬などに関する新技術の開発に取り組み、その普及を図ります。

イ 地盤環境の確保

- 地盤沈下の早期発見と早期解決を図るため、地下水位および地盤沈下量の監視に努めます。
- 地盤沈下地域においては、引続き「福井県地盤沈下対策要綱」に基づき、地下水の揚水制限など地下水利用の抑制に関する指導を徹底します。
- 地下水位の低下を防止するため、節水合理化、地下水の循環利用、雨水の地下浸透などの地下水かん養対策を進めます。
- 持続的で安定した水資源を確保するため、森林・水田などの適正な保全や地下水かん養に関する方策を検討します。
- 消雪を目的とした冬季における地下水の過剰揚水を防止するため、消雪のための地下水利用の抑制に関する啓発に努めるとともに、地下水を利用しない効率的な消雪・融雪方策に関する技術開発とその普及を促進します。



(※1) 汚染者負担の原則：環境を汚染する者が、その行為から生じる公害防止等の関係費用を負担するべきであるという原則。